

議案第 126 号

松阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年松阪市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 11 月 26 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年松阪市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 22 条第 1 項中「国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「三重県が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士」に改める。

第 27 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（電磁的記録）」を付する。

第 28 条に見出しとして「（委任）」を付する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。